



# 微笑

第68号  
令和6年4月15日  
発行者  
綾瀬市身体障害者  
福祉協会

## 『新年度に向けて』

新しい年度・令和六年度が始まりました。

昨年度の後半、私の体調不良により多くの方々にご迷惑をお掛けして申し訳ありません。带状疱疹は3ヶ月では治らず今でも引きずっており、皆さんも充分お気を付け下さい。

しかし、今年度はコロナ感染症以来、落ち着いて会や市社協、綾瀬市の行事や催しに皆さんも参加できるようになり、五月には身障協会の総会を来賓をお招きして開催します。

別紙でもお知らせしますので一人でも多くの会員の皆さんの顔を見せて下さい。年々会員数も減っていますが、綾瀬市内で障がいをお持ちの方々は三千人近く登録されていますので皆さんの知人で障がいをお持ちの方々は是非ご紹介下さい。よろしくお願ひします。

西川 和朗



## ◎合理的配慮の提供」が義務化されます！

「障害者差別解消法」では、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて「共生社会」を実現しようとしています。

令和六年四月一日から「改正障害者差別解消法」が施行され、これまでは「努力義務」だった事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務になります。(個人事業主やボランティア活動をするグループなども事業者に含まれます。)

「合理的配慮の提供」とは、日常生活・社会生活において提供されている設備やサービス等については、障害のない人は簡単に利用できても、障害のある人にとっては利用が難しく、結果として障害のある人の活動などが制限されてしまう場合があります。

このような場合には、障害のある人の活動などを制限しているバリアを取り除く必要があります。このため、障害者差別解消法では、行政機関等や事業者に対して、障害のある人に対する「合理的配慮」の提供を

求めています。

具体的には、行政機関等と事業者が、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面で障害者から「社会的なバリアを取り除いてほしい」旨の意思の表明があった場合にその実施に伴う負担が過重でないときに社会的なバリアを取り除くために必要かつ合理的な配慮を講ずることとされています。

合理的配慮の提供に当たっては、障害のある人と事業者等との間の「建設的対話」を通じて相互理解を深め、共に対案を検討していくことが重要です。

※詳しくは、身障協会のホームページの「案内」(<https://avashin.jp/pr.org/osirase.html>)からも、内閣府が作成したリーフレットをご覧ください。



## ◎障害者GH、住民反対で開設断念

神奈川新聞 二月三日

横浜市金沢区に開設予定だった障害者のグループホーム(GH)が、近隣住民の反対を受けて断念していたことが分かった。運営会社などによる説明会では「住民感情になぜ配慮をしないのか」「お金があれば引越したい」などの発言が相次いだといい、入居者の精神的負担を踏まえて中止を判断したという。

GHは空き家だった同区内の戸建てを改修し、昨年十一月に開設予定だった。日中は作業所などに通う知的障害者六人が、スタッフの支援を受けながら共同生活を送る想定をしていた。

しかし同十月、町内会からの要望で設けられた説明会では、地元住民から開設を拒絶する感情的な発言が相次いだという。説明会に参加した関係者らによると「こんな施設ができるなら、お金があれば引越したい」「(町内会の)全員が賛成しない限り、やらせない」などの発言があった。

運営会社代表の男性(四十八)は「悪者扱いされ、つるし上げのような状態だった」と振り返り、「『(入居者が)視界に入る』と言われた時、感覚が違い過ぎて理解できなかつた。対話自体が困難だった」と話す。

説明会終了後、「入居者を守りきれない」という判断から当面の開設

を断念。横浜市のGH新設事業に応募し、設置・運営の補助も決まっていたが、年度内に開設できなければ辞退せざるを得ないため、開設は最短期でも令和七年度にずれ込む見込みだという。情報提供を受けた市も町内会への聞き取りを行っており、参加者による差別的な発言があったことを確認した。



**障害報酬改定、生活介護に懸念続出 社保審部会「送迎を考慮して」**

三月十一日

生活介護をめぐる発言が相次いだ障害者部会厚生労働省は5日、社会保障審議会障害者部会（座長 菊池馨美・早稲田大教授）に2024年度障害報酬改定の概要を報告した。障害者の日中活動を支える「生活介護」の基本報酬に利用時間に応じた区分が設けられたことについて、複数の委員が懸念を表明。「自宅から事業所までの送迎の時間を考慮してほしい」

などと訴えた。

現在、生活介護の基本報酬は事業所の営業時間によって設定されている。体調不良などで利用時間が短い人がいても、営業時間通りの報酬を得ているとする批判があった。

これを踏まえ、今回の改定では、利用時間が「7〜8時間」の人を受け入れた場合の報酬を現行とほぼ同じにした上で、「6〜7時間」を現行比3%減、「5〜6時間」を同3割減とするなど、1時間刻みの報酬区分を導入した。

これにより、盲ろう者や精神障害者など、障害特性により利用が短時間になる人を多く受け入れる事業所は不利になる。また、交通の便が悪い地域では、利用者の自宅から事業所までの送迎時間が長いいため、これについて全国市長会の永松悟氏（大分県杵築市長）は「障害者の住む場所によっては在宅生活を選べなくなる」と懸念した。他の委員からも「送迎が長くなる地域のことを考慮してほしい」「地方では事業を辞める事業所も出るのではないか」といった意見が上がった。

厚生省は事業所が不利にならないよう配慮措置を講じるとしているが、詳細は不明。今回の改定は「全体的に複雑で分かりにくい」との見方が多く、配慮措置の内容次第ではさらに複雑になる。生活介護は利用者数が約30万人で、22年度の費用総額は8322億円。障害福祉サービスの中心的なサービスで、利用者の約7割が知的障害者だ。

24年度の報酬改定は2月6日に全容が判明。意見募集を経て3月中旬に告示される。処遇改善関連の改定事項を除き、4月1日に施行される。

\*\*\*\*\*



**『青い鳥郵便葉書の無償配布』**

日本郵便株式会社は、重度の身体障がい者及び重度の知的障がい者に「青い鳥郵便葉書」を無料で配布します。

- 《対象》身体障がい者（1・2級）
- 《受付期間》4月1日〜5月31日
- 《配布枚数》一人20枚
- 《配布は4月22日以降（63円葉書）申出方法》

- ① 窓口でのお申出方法  
最寄りの郵便局で障害者手帳を提示して、申込み書類に記入する。代理によるご提出でも結構です。
- ② 郵送でのお申出方法  
郵便局にある申込用紙に記入して最寄りの郵便局に郵送する

☆4月22日以降に、最寄りの郵便局より郵送されます。尚、郵便局の窓口では渡されません  
尚、不要の葉書がありましたら、身障協会へご寄付をお願いします。

**令和六年度 綾瀬市身体障害者福祉協会 役員名簿**

○会長	西川和朗	76・7026
○副会長	高野邦雄	78・2800
○副会長	金子寿	79・3325
○会計	前田敦子	77・9598
○理事	阿部養之進	78・1035
○理事	宮島永子	76・0659
○監事	坂本道子	76・3862
○部会長	西山和夫	77・0954
○部会長	佐原大樹	76・6248

今年度も宜しく願います。

**今年度最初の行事**

○五月十九日（日）十三時より「身障協会総会」を「綾瀬市保健福祉プラザ1F」で行います。（別紙）皆さんの参加をお待ちしています。

昨年は会費（千五百円）未納の会員がいましたので、もしお忘れになった会員は昨年度分も併せて、納入をお願いします。

- 支払い方法
- 1・総会時に支払う
- 2・銀行振り込み

「たさかみ綾瀬支店」  
綾瀬市身体障害者福祉協会・

会長西川和朗

口座番号0680487

3・外出や依頼の出来ない場合は「西川」までご連絡ください。よろしく願います。